

## 2 気象測器の検定

気象観測データは台風や豪雨などの激しい気象現象の監視やその予測に利用されるとともに、地球環境や気候変動の監視の基礎資料としても重要なものです。誤った観測データが流布した場合、社会的影響は非常に大きく、混乱を招くばかりではなく、人命等にかかわることも考えられます。

観測成果を公に発表したり、防災活動に利用したりするときは、定められた技術基準に従い、検定を受けた気象測器を用い、精度の保障された均質なデータを得る必要があります。検定を受けていない測器での観測データは公表できないことになっています。検定を受けなければならない気象測器の種類と検定の有効期間は以下のとおりです。

検定が必要な気象測器と検定の有効期間（「－」は有効期間を定めていません）

気象測器名		有効期間	気象測器名		有効期間
気圧計	液柱型水銀気圧計	5年	湿度計	乾湿式湿度計	－
	アネロイド型気圧計	5年		毛髪製湿度計	－
	電気式気圧計	－		露点式湿度計	－
	ラジオゾンデ用気圧計	1年		電気式湿度計	－
風速計	風杯型風速計	5年		ラジオゾンデ用湿度計	1年
	風車型風速計	5年	日射計	電気式日射計	5年
	超音波式風速計	－	雨量計	貯水型雨量計 (自記式のものに限る)	5年
温度計	ガラス製温度計	－		転倒ます型雨量計	5年
	金属製温度計	－	雪量計	積雪計	－
	電気式温度計	－	複合気象測器	検定有効期間は構成する気象測器のうち最も短いものと同じ期間	
	ラジオゾンデ用温度計	1年			

- ※ 船舶で用いる気象測器の検定の有効期間は、船舶が航行中または外国の港に停泊している間に有効期間が経過する場合は、その後最初に本邦の港に到着した日までとなります。
- ※ 規則改正前（改正日平成30年7月1日）に検定を受けた気象測器の有効期間については、検定証書に記載された有効期間が適用されます。（検定規則附則抄第2条第2項による）

※ 測器検定については気象庁のホームページでも解説していますのでご利用ください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/shinsei/kentei/index.html>

なお、気象測器の検定は「登録検定機関」および「認定測定者」で実施しています。検定の手続き等は、登録検定機関の気象業務支援センターへお問い合わせください。

(財) 気象業務支援センター 測器検定室 検定所

〒305-0052 茨城県つくば市長峰1-2 気象測器検定試験センター内 (電話 029-869-8551)

<http://www.jmbasc.or.jp/jp/verification/verification.html>

認定測定者については以下URL（一覧表）をご覧ください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/shinsei/kentei/ninnteiitirann.pdf>